

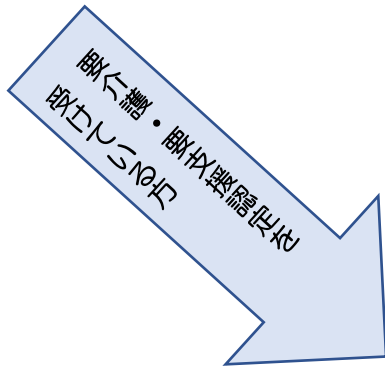
傾聴ボランティア

申請までの流れ(1例)

傾聴ボランティアを利用したいけど
どうすればいいのかしら？



要件①～③すべてに該当する方が
利用できます。



要件

- ①市内在住の65歳以上の方で介護保険サービスを利用されている方
- ②自宅で生活している方
または
サービス付き高齢者住宅、有料老人ホーム等に入居の方
(介護保険施設、特定施設入所者は除く)
- ③自宅または施設の居室で継続的に傾聴を希望される方。

要介護・要支援認定を
受けていない方

担当のケアマネージャーにご相談ください。

日進市役所 介護福祉課にご相談ください。

手順②

手順①



日進市役所 介護福祉課

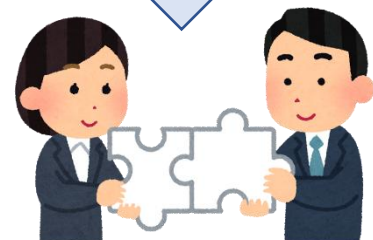
ケアマネージャーと契約



担当ケアマネージャー

日進市社会福祉
協議会に依頼

手順③



日進市社会福祉協議会
ボランティアセンター

手順④



傾聴ボランティアうさぎの会

傾聴ボランティア
うさぎの会に依頼